

■乾燥設備作業主任者技能講習

「乾燥設備作業主任者」とは、①乾燥設備の使用にあたり、作業方法を周知すると共に作業を直接指導し、②設備に不備な箇所を認めたときは、直ちに必要な措置をとり、③乾燥設備内の温度、換気状態及び乾燥物の状態について随時点検し、異常を認めたときは、直ちに必要な措置をとり、④乾燥設備場所の整理整頓及び火災防止を行う責任者です。

事業者は、労働災害を防止するため、次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業については、乾燥設備作業主任者技能講習を修了した者のうちから、「乾燥設備作業主任者」を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければなりません。

1. 乾燥設備（熱源を用いて火薬類取締法に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器）のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1立方メートル以上のもの。
2. 乾燥設備のうち、1.の危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの（その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時10キログラム以上、液体燃料にあつては毎時10リットル以上、気体燃料にあつては毎時1立方メートル以上であるものに限る。）又は熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が10キロワット以上のものに限る。）
（労働安全衛生法第14条、同施行令第6条第8号、別表第18第3号）